

証券コード 4999
平成21年6月10日

株主各位

東京都品川区東五反田4丁目5番9号

セメダイン株式会社

代表取締役社長 荒井 進

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）当社営業時間の終了の時（午後5時20分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区西五反田2丁目6番8号
東興ホテル会議室（2階）

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第75期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cemedine.co.jp/>) において、修正内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、前半は原油価格や商品市況の高騰から原材料価格が大幅に上昇し、後半は米国金融機関の破綻を機に世界同時不況が急速に波及し企業業績および雇用環境が急激に悪化するなど、深刻な景気後退局面となっております。

当社グループ関連業界におきましては、原材料・副資材価格の高騰、建築関連業界の不振に続き、経済危機を受けた自動車・電機等工業関連市場の急減速によって、きわめて厳しい状況となっております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、引き続き提案型営業に努め、環境対策品、高機能品等の新製品開発、ナショナルブランドの強化策などを進めるとともに、グループをあげての原価低減に努めてまいりましたものの、期後半の国内外市場の急激な冷え込みの影響を免れず、当期の売上高は、20,133百万円と前年同期に比べ7.4%の減少となりました。利益につきましては、販売価格の是正やコストダウンに取り組みましたが、原材料費の高騰等により、営業損失は155百万円（前年同期 営業利益464百万円）、経常損失は152百万円（前年同期 経常利益476百万円）となり、当期純損失は315百万円（前年同期 当期純利益288百万円）となりました。

以下、当期における市場別販売状況をご報告申し上げます。

建築土木関連市場におきましては、上場デベロッパーや中堅ゼネコンを含む倒産が頻発し、公共工事や設備投資の減少、住宅投資意欲の低下など、市場の厳しさが続いております。耐候性の高いシーリング材におけるシェアアップなどがありましたものの、売上高は9,935百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

一般消費者関連市場におきましては、ホビー関連市場向け製品を拡充するとともに、ホームセンター向け各種企画実施など拡販に努めましたものの、世界同時不況の影響により消費意欲が減退し商品価格が値下げ傾向に転じるなか、前年下期より不採算品の取り扱いを中止したことなどにより、売上高は4,562百万円（前年同期比4.6%減）となりました。取り扱い中止品の影響を除きますと、前年同期比0.6%の減少となっております。

工業関連市場におきましては、昨年11月以降、自動車、電機周辺をはじめとしてほとんどの市場の需要が急速に減少し、お客様の多くに工場稼働

の短縮、休止等の事態が発生し、その売上は前年同期を大幅に下回る厳しい状況となっております。持分法適用関連会社であるセメダインヘンケル(株)から受託生産していた自動車関連製品を同社が自社生産としたことの影響もあり、売上高は5,636百万円(前年同期比17.9%減)となりました。同社からの受託生産品の影響を除きますと、前年同期比15.0%の減少となっております。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界規模の経済危機により、更なる実体経済の縮小が予測され、国内外の景気低迷は当面継続すると見込まれます。原材料価格については当面値下げ傾向が期待されますものの、国内外製造業の生産調整が続き物量の減少と販売価格の低下が予測され、当社グループを取り巻く経営環境はかつてない厳しい状況が続くものと考えられます。

このような状況に対処するため、当社といたしましては、中期経営計画「Cemedine Action－平成22年（H18年～H22年）(略称CA-22)」を継続し、人を大切にし、社会から信頼される企業として、収益力を向上させ、厳しい外部環境に対応できる企業体質を構築することを目指してまいります。

そのためには、脱トルエン、脱キシレン等の環境対策の推進、高機能製品の拡充により、他社との差別化を進めセメダインブランドの強化を図るとともに、「ASIA CEMEDINE CO.,LTD.」「シー・エヌ・シー(株)」を含めた生産体制の見直し、受注・物流システムの効率化に取り組み、セメダイングループ全体での企業基盤の強化に努めてまいります。

なお、具体的な課題は以下のとおりと認識しております。

①安全、環境に対する規制への対応

世界的に安全、環境に対し厳しい規制が施行されてきています。当社グループは、社会的責任と事業活動を両立した環境保全企業を志向することを環境基本方針として掲げております。法規制よりも更に厳しい自主基準を設け、環境対応型製品のラインナップの充実を図るとともに、環境負荷化学物質の禁止・削減・適正管理を推進し、環境負荷の低減を実現させてまいります。

②石油関連原材料仕入価格の変動への対応

原油価格の高騰に伴い上昇を続けてきた石油関連原材料の仕入価格が昨年秋の世界同時不況以降下落傾向に転じました。当社は、原材料価格の引き下げに努めるとともに、より効率的な業務体制の構築、生産の効率化等も併せて推進し、引き続き原価低減を図ってまいります。また、営業力の強化による拡販、新製品の投入等諸施策の実施により工場稼働率を維持し、利益率の確保も図ってまいります。

③生産ネットワークの構築

国内においては生産工場である「シー・エヌ・シー(株)」を稼動し、また、中国やタイ国およびその周辺の高い成長率に適応した販売体制を構築するためにタイ国の「ASIA CEMEDINE CO.,LTD.」の生産能力を増強し、生産を行ってきました。これらによってグローバルな生産ネットワークを構築するとともに、メーカーとしてのリスク分散と安定供給体制を確立し、日本国内とアジア圏を一市場として捉えた市場戦略と販売戦略を更に強化してまいります。

④内部統制体制の充実・強化

コンプライアンスの徹底を図るとともに金融商品取引法に規定される財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を引き続き図ってまいります。

⑤年金財政計算上の給付債務

当社の加入する複数事業主による企業年金制度において、年金財政計算上の給付債務の額が年金資産の額を上回っております。これにより、将来会社が拠出する掛金が増加する可能性があります。

これらの課題につきましては、適宜適切に対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等および資金調達状況

当期における企業集団の設備投資の状況につきましては、総額385百万円で、その主なものは、当社の茨城物流センター建屋であります。

なお、所要資金は自己資金によっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第72期 (自平成17年4月 至平成18年3月)	第73期 (自平成18年4月 至平成19年3月)	第74期 (自平成19年4月 至平成20年3月)	第75期(当期) (自平成20年4月 至平成21年3月)
売上高(百万円)	21,040	21,824	21,751	20,133
経常利益 又は経常損失(△)(百万円)	319	667	476	△152
当期純利益 又は当期純損失(△)(百万円)	132	458	288	△315
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	8.60	30.24	19.16	△21.22
総資産(百万円)	18,663	19,718	19,248	17,137
純資産(百万円)	8,697	9,043	8,906	8,079

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダイン神奈川販売株式会社	10百万円	100.00%	接着剤の販売
利根川化工株式会社	10百万円	100.00%	接着剤の製造
シーアイケミカル株式会社	20百万円	100.00%	接着剤の製造
シー・エヌ・シー株式会社	40百万円	40.00%	接着剤の製造販売
台湾施敏打硬股份有限公司	12,500千NT\$	60.00%	接着剤の製造販売

③ 関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
セメダインヘンケル株式会社 CEMEDINE (THAILAND) CO., LTD.	400百万円	49.00%	接着剤の製造販売
ASIA CEMEDINE CO., LTD.	10,000千バーツ	49.00%	接着剤の製造販売
	30,000千バーツ	44.00%	接着剤の製造販売

(6) 主要な事業内容

接着剤、シーリング材などの製造および販売

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区	開 発 部	茨城県古河市
大 阪 支 社	大阪府中央区	茨 城 工 場	茨城県古河市
名 古 屋 支 社	名古屋市中千種区	三 重 工 場	三重県亀山市

- (注) 1. 上記のほか、札幌、仙台、北関東（茨城県古河市）、広島、福岡に営業所があります。
 2. 北関東営業所は、平成21年2月1日付をもって、栃木県小山市から茨城県古河市に移転いたしました。

② 子会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダイン神奈川 販 売 株 式 会 社 (本 社)	横浜市神奈川区	シ ー ・ エ ヌ ・ シ ー 株 式 会 社 (本 社)	東京都品川区
利根川化工株式会社 (本 社 お よ び 工 場)	千葉県野田市	シ ー ・ エ ヌ ・ シ ー 株 式 会 社 (工 場)	岡山県加賀郡
シーアイケミカル 株 式 会 社 (本 社 お よ び 工 場)	茨城県常総市	台湾施敏打硬股份 有 限 公 司 (本 社 お よ び 工 場)	台 湾 省 台 北 縣 淡 水

③ 関連会社の本社および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
セメダインヘンケル株式会社 (本 社)	横 浜 市 磯 子 区	ASIA CEMEDINE C O . , L T D . (本 社 お よ び 工 場)	タ イ 国 バ ン コ ク 市
セメダインヘンケル株式会社 (工 場)	愛 知 県 碧 南 市	CEMEDINE (THAILAND) C O . , L T D . (本 社 お よ び 工 場)	タ イ 国 バ ン コ ク 市

(8) 従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
339 (153)	減13 (増 5)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(顧問、嘱託、準社員、パートタイマー、派遣社員)は()内に当期の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
日 本 ウ イ リ ン グ 株 式 会 社	480百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	300
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100

(注) 日本ウイリング株式会社からの借入は、シー・エヌ・シー株式会社が工場建屋および製造設備の導入のために行ったものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の数 14,835,395株（自己株式331,605株を除く）
- (3) 株主数 1,203名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	出資比率
株 式 会 社 カ ネ カ	4,445 ^{千株}	29.96 [%]
セ メ ダ イ ン 共 栄 会	1,393	9.38
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,008	6.79
東レ・ダウコーニング株式会社	563	3.79
株式会社 三菱東京UFJ銀行	550	3.70
株式会社 りそな銀行	400	2.69
信越化学工業株式会社	400	2.69
株式会社 I N A X	300	2.02
日本ウイリング株式会社	270	1.81
株 式 会 社 丸 運	200	1.34

(注) 出資比率については、自己株式（331,605株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数
58個
- ② 目的となる株式の種類および数
普通株式58,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回（163,000円）	平成20年10月21日～ 平成40年10月20日	58個	7名

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、他の法人等の 代表状況または兼職の状況
※取締役会長	黒川 靖 生	
※取締役社長	荒井 進	
常務取締役	生井 照 雄	開発・購買・生産・物流部門担当 事業本部長兼生産・物流統括部長 兼茨城工場長
常務取締役	松本 有 祐	経営企画・人事総務部門担当 管理本部長兼人事総務部長
取締役	成塚 隆 男	品質保証部門・危機管理担当 品質統括部長兼情報統括室長
取締役	猪瀬 一 弘	管理部門担当 管理部長
取締役	杉浦 條 二	営業部門担当 営業統括部長
監査役(常勤)	高津 正 治	
監査役	児島 政 明	社団法人日本監査役協会 常任理事
監査役	小澤 徹 夫	弁護士
監査役	細野 幸 男	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 監査役のうち児島政明、小澤徹夫、細野幸男の3氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 児島政明氏は、長年にわたり当社以外の企業の投融資審査部門および経理部門の責任者などを歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 9名 134百万円
 監査役 6名 29百万円 (うち社外監査役 4名 15百万円)

- (注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成20年6月27日開催の第74回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
 2. 上記金額には、取締役にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(6百万円)を含んでおります。
 3. 上記金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額6百万円(取締役5百万円、監査役0百万円)を含んでおります。

4. 上記支給額のほか、平成20年6月27日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し66百万円、退任監査役2名に対して13百万円（うち社外監査役1名0百万円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

②他の会社の社外役員との兼任状況

監査役 児島政明氏は、株式会社良品計画の社外監査役であります。

監査役 小澤徹夫氏は、株式会社ローソン、マネックスグループ株式会社およびマネックス証券株式会社の社外監査役であります。

監査役 細野幸男氏は、株式会社テークスグループの社外監査役であります。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

監査役 児島政明氏は、当期開催の取締役会23回の全てに出席し、また当期開催の監査役会23回の全てに出席し、法令等遵守・リスク管理など内部統制その他の取締役の職務の執行に関して意見を述べ、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 小澤徹夫氏は、当期開催の取締役会23回のうち19回に出席し、また当期開催の監査役会23回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役 細野幸男氏は、平成20年6月27日就任以降開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また同期間に開催の監査役会17回の全てに出席し、主にその経歴によって培われた経験から意見を述べ、取締役の職務の執行について、その適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役児島政明氏、小澤徹夫氏および細野幸男氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

なお、この責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

⑥当社の親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 24百万円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、事実関係を確認の上、会計監査人の解任の是非について審議し、決定します。解任する場合は、監査役全員の同意によってこれを行い、その旨および理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

取締役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とするときは、監査役会の同意を得てこれを行います。また、取締役会は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とするよう請求したときは、これを株主総会の目的とします。これらの場合は、取締役会と監査役会との間でその理由等について意思疎通を図るとともに、株主総会参考書類にその理由を記載します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社が、業務の適正を確保するために取締役会にて決議をした内容は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス（法令等遵守）全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」の活動を推進すること等により、コンプライアンス体制を確保する。
- ②取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として制定した「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に基づき推進を図る。
- ③「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に、コンプライアンスの推進に関する施策等を定め、「セメダイン行動規範」については、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう、引き続き人事総務部が主管部門となって研修等を通じて指導する。
- ④コンプライアンスに関する社内通報制度として、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にしているが、この体制を堅持する。
- ⑤「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- ⑥コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」に基づき、環境、災害、

品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は「コンプライアンス・リスク管理委員会」が行い、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うものとする。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、当社の「コンプライアンス・リスク管理マニュアル」「セメダイン行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任者は当面置かないが、必要に応じて監査役の補助を行うため、監査室、人事総務部および管理部が「監査役会事務局業務及び監査役の職務の補助を行う」とし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを実施する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な損害を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つことができるものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換会を行うものとする。

9. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

①基本的考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する体制を整備する。

②整備状況

反社会的勢力への対応については「セメダイン行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。

また対応総括部署を人事総務部、不当要求防止責任者を人事総務部長とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

(2) **株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,298,539	流動負債	6,734,098
現金及び預金	3,576,742	支払手形及び買掛金	4,975,786
受取手形及び売掛金	5,482,006	短期借入金	600,000
商品及び製品	1,308,670	1年内返済予定の長期借入金	48,000
仕掛品	194,255	未払法人税等	26,695
原材料及び貯蔵品	392,854	賞与引当金	193,603
繰延税金資産	122,535	その他	890,011
その他	236,495	固定負債	2,323,669
貸倒引当金	△ 15,022	長期借入金	432,000
固定資産	5,828,853	繰延税金負債	26,075
有形固定資産	3,860,669	退職給付引当金	1,204,582
建物及び構築物	2,206,127	その他	661,011
機械装置及び運搬具	744,119	負債合計	9,057,767
工具、器具及び備品	112,244		
土地	798,177	(純資産の部)	
無形固定資産	236,230	株主資本	8,188,866
借地権	62,689	資本金	3,050,375
ソフトウェア	142,508	資本剰余金	2,676,947
その他	31,032	利益剰余金	2,569,497
投資その他の資産	1,731,953	自己株式	△ 107,953
投資有価証券	839,953	評価・換算差額等	△ 190,241
繰延税金資産	817,356	その他有価証券評価差額金	△ 45,117
その他	132,997	為替換算調整勘定	△ 145,123
貸倒引当金	△ 58,352	新株予約権	6,302
繰延資産	9,668	少数株主持分	74,364
創立費	1,109		
開業費	8,559	純資産合計	8,079,293
資産合計	17,137,061	負債及び純資産合計	17,137,061

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		20,133,849
売 上 原 利	益		15,617,300
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 失		4,516,549
営 業 外 収 益			4,671,985
受 取 配 当 金	息	14,104	
受 取 配 当 金	金	12,851	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	益	65,226	
そ の 他	他	45,573	137,755
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	息	17,260	
支 払 補 償 費	費	13,855	
売 上 の 割 引	引	77,492	
そ の 他	他	26,598	135,206
経 常 損 失			152,886
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	益		13,671
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	損	6,917	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損	5,152	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	損	280,011	
た な 卸 資 産 処 分 損	損	22,596	
そ の 他	他	9,621	324,300
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			463,515
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	税	33,139	
法 人 税 等 調 整 額	額	△ 200,906	△ 167,767
少 数 株 主 利 益	益		19,288
当 期 純 損 失			315,037

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)
(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	3,115,498	△102,506	8,740,314
連結会計年度中の変動額					
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減	—	—	△ 52,704	—	△ 52,704
剰余金の配当	—	—	△178,259	—	△178,259
当期純損失	—	—	△315,037	—	△315,037
自己株式の取得	—	—	—	△ 5,446	△ 5,446
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△546,001	△ 5,446	△551,447
平成21年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,569,497	△107,953	8,188,866

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成20年3月31日残高	83,698	△ 46,673	37,024	—	129,156	8,906,495
連結会計年度中の変動額						
在外子会社の会計処理 の変更に伴う増減	—	—	—	—	—	△ 52,704
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△178,259
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△315,037
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 5,446
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△128,815	△ 98,449	△227,265	6,302	△ 54,791	△275,754
連結会計年度中の 変動額合計	△128,815	△ 98,449	△227,265	6,302	△ 54,791	△827,201
平成21年3月31日残高	△ 45,117	△145,123	△190,241	6,302	74,364	8,079,293

連結注記表

I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、5社であります。

主要な連結子会社の名称は、台湾施敏打硬股份有限公司であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社は、3社であります。

主要な持分法を適用した関連会社の名称は、セメダインヘンケル株式会社であります。

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
台湾施敏打硬股份有限公司	12月31日
セメダイン神奈川販売(株)	12月31日
利根川化工(株)	12月31日
シーアイケミカル(株)	12月31日
シー・エヌ・シー(株)	12月31日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

セメダイン神奈川販売(株)、利根川化工(株)、シーアイケミカル(株)及びシー・エヌ・シー(株)は、当連結会計年度より決算日を12月31日に変更したことにより、各社の計算書類については9ヶ月間（平成20年4月1日から平成20年12月31日）を連結しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用し、国外連結子会社は、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～8年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

① 創立費

5年による均等償却を行っております。

② 開業費

5年による均等償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。国外連結子会社は、債権内容により個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（5,415,110千円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度より費用処理しております。また、過去勤務債務については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ

発生した連結会計年度より費用処理しております。

(追加情報)

当社は、平成20年7月25日開催の取締役会にて、退職一時金制度及び適格退職年金制度による退職金制度を変更し、平成20年10月1日より確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を導入することを決議し、移行いたしました。

これに伴い、「企業会計基準適用指針第1号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日)を適用し、退職給付制度改定損280,011千円を特別損失に計上しております。

5. 連結計算書類作成の基礎となった連結子会社等の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債については、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
6. その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。
7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。
8. のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却は、5年間で均等償却しております。
9. 会計処理の変更
 - (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更し、従来、営業外費用で処理していた簿価切下げ額を売上原価で処理しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業損失は62,049千円、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ28,561千円増加しております。
 - (2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
当連結会計年度から「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失への影響は軽微であります。
 - (3) リース取引に関する会計基準等の適用
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リ

ース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

10. 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」はそれぞれ1,404,919千円、217,925千円、475,323千円であります。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記することにいたしました。

なお、前連結会計年度の「売上割引」は1,633千円であります。

11. 追加情報

(1) 有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び連結子会社の接着剤製造設備については、従来耐用年数を9年としておりましたが、平成20年度税制改正を契機に耐用年数を見直した結果、当連結会計年度より8年に変更いたしました。この変更による当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失への影響額は軽微であります。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給について

当社は平成20年6月27日に開催されました第74回定時株主総会において、総会終結の時をもって、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止するとともに、同役員退職慰労金の打ち切り支給の承認を受けております。

これに伴い当該役員退職慰労引当金の残高は全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分70,280千円は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(3) ストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は平成20年6月27日に開催されました第74回定時株主総会において、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション導入を決議し、平成20年10月20日付けで付与いたしました。

これに伴い「企業会計基準第8号 ストック・オプション等に関する会計基準」

(企業会計基準委員会 平成17年12月27日)及び「企業会計基準適用指針第11号ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成18年5月31日)を適用し、販売費及び一般管理費に株式報酬費用6,302千円を計上しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する事項

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,209,651千円
2. 国庫補助金等による圧縮記帳額	
建物及び構築物	60,728千円
機械装置及び運搬具	45,448千円
工具、器具及び備品	355千円
土地	30,600千円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

1. 発行済株式に関する事項

	前連結 会計年度末	増加	減少	当連結 会計年度末
普通株式(千株)	15,167	—	—	15,167

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払金額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	118,850	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	59,408	4.00	平成20年9月30日	平成20年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,670	2.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

3. 新株予約権等の目的となる株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 58,000株

Ⅴ. 1株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり純資産額	539円16銭
2. 1株当たり当期純損失	21円22銭
※ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	16,227,769	(負債の部)	8,450,153
流動資産	10,681,172	流動負債	6,726,964
現金及び預金	2,812,687	支払手形	652,744
受取手形	2,105,815	買掛金	4,443,046
売掛金	3,273,200	短期借入金	600,000
商品及び製品	1,286,902	未払金	509,258
仕掛品	161,867	未払費用	228,710
原材料及び貯蔵品	318,677	未払法人税等	22,010
前払費用	17,075	未払消費税等	3,897
短期貸付金	114,981	賞与引当金	189,189
未収入金	462,799	設備関係支払手形	58,447
繰延税金資産	110,145	その他	19,660
その他	31,518	固定負債	1,723,188
貸倒引当金	△ 14,498	退職給付引当金	1,091,278
固定資産	5,546,596	長期未払金	352,143
有形固定資産	2,634,782	長期預り保証金	279,767
建物	1,505,992	(純資産の部)	7,777,615
構築物	140,438	株主資本	7,816,446
機械及び装置	357,881	資本金	3,050,375
車両運搬具	8,632	資本剰余金	2,676,947
工具、器具及び備品	103,620	資本準備金	2,676,947
土地	518,217	利益剰余金	2,197,077
無形固定資産	228,682	利益準備金	158,000
借地権	57,779	その他利益剰余金	2,039,077
ソフトウェア	142,157	資産圧縮積立金	249,742
ソフトウェア仮勘定	13,755	別途積立金	1,500,000
その他	14,990	繰越利益剰余金	289,334
投資その他の資産	2,683,132	自己株式	△ 107,953
投資有価証券	425,258	評価・換算差額等	△ 45,133
関係会社株式	496,779	その他有価証券評価差額金	△ 45,133
関係会社長期貸付金	1,008,000	新株予約権	6,302
繰延税金資産	682,150		
その他	130,673		
貸倒引当金	△ 59,729		
資産合計	16,227,769	負債及び純資産合計	16,227,769

損益計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

科 目		金 額	
		千円	千円
売 上	高 価		19,718,951
売 上 原 利	益		15,290,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	失		4,428,609
営 業 外 収 益			4,495,019
受 取 配 当 金 他		30,241	66,410
受 取 配 当 金 他		96,321	
営 業 外 費 用		39,485	166,047
支 払 補 償 引 他		9,614	
支 払 補 償 引 他		13,855	
支 払 上 の 損 失		77,310	
支 払 上 の 損 失		11,192	111,972
経 常 損 失			12,334
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益			13,671
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		6,917	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		5,152	
退 職 給 付 制 度 評 価 損		7,823	
た な 卸 資 産 処 分 損		280,011	
そ の 他		22,596	
税 引 前 当 期 純 損 失		9,621	332,124
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			330,787
法 人 税 等 調 整 額		19,563	
当 期 純 損 失		△ 130,340	△ 110,777
			220,010

株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	2,437,346	2,595,346
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△178,259	△178,259
当期純損失(△)	—	—	—	—	△220,010	△220,010
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△398,269	△398,269
平成21年3月31日残高	3,050,375	2,676,947	2,676,947	158,000	2,039,077	2,197,077

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	△102,506	8,220,162	83,682	83,682	—	8,303,844
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△178,259	—	—	—	△178,259
当期純損失(△)	—	△220,010	—	—	—	△220,010
自己株式の取得	△ 5,446	△ 5,446	—	—	—	△ 5,446
資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△128,815	△128,815	6,302	△122,513
事業年度中の変動額合計	△ 5,446	△403,715	△128,815	△128,815	6,302	△526,228
平成21年3月31日残高	△107,953	7,816,446	△ 45,133	△ 45,133	6,302	7,777,615

その他利益剰余金内訳

(単位：千円)

	資 産 圧 縮 金 積 立	固 定 資 産 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計
平成20年3月31日残高	163,023	117,546	1,500,000	656,775	2,437,346
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	△178,259	△178,259
当期純損失(△)	—	—	—	△220,010	△220,010
自己株式の取得	—	—	—	—	—
資産圧縮積立金の取崩	△ 3,169	—	—	3,169	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	△117,546	—	117,546	—
資産圧縮積立金の積立	89,888	—	—	△ 89,888	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	86,719	△117,546	—	△367,441	△398,269
平成21年3月31日残高	249,742	—	1,500,000	289,334	2,039,077

個別注記表

- I. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券
時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
建物（建物附属設備を除く）並びに三重工場の建物附属設備、構築物、機械及び装置は定額法を、その他は定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	4～8年
工具、器具及び備品	2～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
定額法を採用しております。
 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（5,391,692千円）については、15年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。また、過去勤務債務については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

（追加情報）

当社は、平成20年7月25日開催の取締役会にて、退職一時金制度及び適格退職年金制度による退職金制度を変更し、平成20年10月1日より確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を導入することを決議し、移行いたしました。

これに伴い、「企業会計基準適用指針第1号 退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日）を適用し、退職給付制度改定損280,011千円を特別損失に計上しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

6. 会計処理の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更し、従来、営業外費用で処理していた簿価切下げ額を売上原価で処理しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の営業損失は54,213千円、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ20,724千円増加しております。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は、重要性が増したため、当事業年度において区分掲記することにいたしました。

なお、前事業年度の「短期貸付金」は4,449千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、重要性が増したため、当事業年度において区分掲記することにいたしました。

なお、前事業年度の「売上割引」は1,451千円であります。

8. 追加情報

(1) 有形固定資産の耐用年数の変更

当社の接着剤製造設備については、従来耐用年数を9年としておりましたが、平成20年度税制改正を契機に耐用年数を見直した結果、当事業年度より8年に変更いたしました。この変更による当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響額は軽微であります。

(2) 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給について

当社は平成20年6月27日に開催されました第74回定時株主総会において、総会終結の時をもって、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止するとともに、同役員退職慰労金の打ち切り支給の承認を受けております。これに伴い当該役員退職慰労引当金の残高は全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分70,280千円は固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。

(3) ストック・オプション（新株予約権）の付与について

当社は平成20年6月27日に開催されました第74回定時株主総会において、当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプション導入を決議し、平成20年10月20

日付けで付与いたしました。

これに伴い「企業会計基準第8号 ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日)及び「企業会計基準適用指針第11号 ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日)を適用し、販売費及び一般管理費に株式報酬費用6,302千円を計上しております。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,418,282千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の額	
短期金銭債権	646,115千円
長期金銭債権	1,008,000千円
短期金銭債務	279,084千円

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	669,624千円
仕 入 高	634,258千円
委 託 加 工 費	377,968千円
営業取引以外の取引高	120,794千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	310,683	20,922	—	331,605

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

平成20年11月7日開催の取締役会にて決議された自己株式の取得による増加	15,000株
単元未満株式の買取による増加	5,922株

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

流動資産に含まれる繰延税金資産

賞与引当金	74,805千円
たな卸資産処分損	13,048千円
賞与引当金に係る社会保険料	12,042千円
未払売上割戻金	9,382千円
その他	866千円
合 計	110,145千円

固定資産に含まれる繰延税金資産

退職給付引当金	431,491千円
退職金制度移行時拋出未払金	168,215千円
役員退職慰労金打切支給分長期未払金	27,788千円
貸倒引当金限度超過	15,135千円
ゴルフ会員権評価損	12,494千円
税務上の繰越欠損金	144,468千円
有価証券評価差額金	39,703千円
その他	16,366千円
合 計	855,665千円

固定負債に含まれる繰延税金負債

資産圧縮積立金	163,328千円
その他有価証券評価差額金	10,186千円
合 計	173,514千円

固定資産に含まれる繰延税金資産の純額 682,150千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となる主な項目別内訳

税引前当期純損失を計上しているため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因の記載を省略しております。

VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。(リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	243,698千円	180,845千円	62,852千円
合 計	243,698千円	180,845千円	62,852千円

2. 未経過リース料期末残高相当額

一 年 以 内	27,277千円
一 年 超	41,623千円
合 計	68,901千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額、維持管理費用相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	28,123千円
減 価 償 却 費 相 当 額	24,369千円
維 持 管 理 費 用 相 当 額	723千円
支 払 利 息 相 当 額	3,029千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額及び維持管理費用相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	シー・エヌ・シー ㈱	東京都 品川区	40,000	接着剤の 製造販売	直 接 40.0%	当社製品 の 加 工	商品等の 仕 入	297,527	買掛金	150,969
							材料等の 売 却	(336,700)	未収入金	254,257
							利息の受取	23,519	貸付金 未収入金	1,120,000 5,799

注 1. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の仕入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

シー・エヌ・シー㈱に対する材料類の売却については、当社はシー・エヌ・シー㈱の指示に基づき材料類を購入し、購入価額と同額で売却しております。取引金額の()内は取引の総額であり、計算書類上は購入額と売却額を相殺して表示しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 523円84銭
 2. 1株当たり当期純損失 14円82銭
- ※ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月2日

セメダイン株式会社
監査役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 三 宅 啓 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セメダイン株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月2日

セメダイン株式会社
監査役会 御中

東 邦 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 小 宮 直 樹 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 三 宅 啓 之 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セメダイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法等に定める財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東邦監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業報告を受け、また必要に応じて往査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月8日

セメダイン株式会社 監査役会

常 勤	監 査 役	高 津 正 治	Ⓔ
社 外	監 査 役	児 島 政 明	Ⓔ
社 外	監 査 役	小 澤 徹 夫	Ⓔ
社 外	監 査 役	細 野 幸	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第75期の期末配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重視しつつ、事業の成長および企業体質強化のための内部留保の充実を総合的に実現すべく、安定配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、当事業年度の業績を勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金として4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり6円となります。

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、29,670,790円となります。
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第6条第1項の定めに基づいて当社定款第7条は削除されたものとみなされております。また、決済合理化法附則第2条により「株券等の保管及び振替に関する法律」は廃止されております。このような株券電子化制度への移行に伴い、当社定款第8条第2項中の「株券」、第10条中の「実質株主」および第12条第3項中の「実質株主名簿」といった概念はなくなっており、それぞれ該当する定款の定めは実質的に無効となっております。本議案は以上のような決済合理化法の施行に伴う定款文言の形式的変更および株券喪失登録簿に関する附則の設置等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行) <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第8条 (条文省略) <u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>①</p>	<p>①</p>
<p>く (条文省略)</p>	<p>く (現行どおり)</p>
<p>③</p>	<p>③</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第13条 () (条文省略)</p> <p>第43条 (新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (削除)</p> <p>第12条 () (現行どおり)</p> <p>第42条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

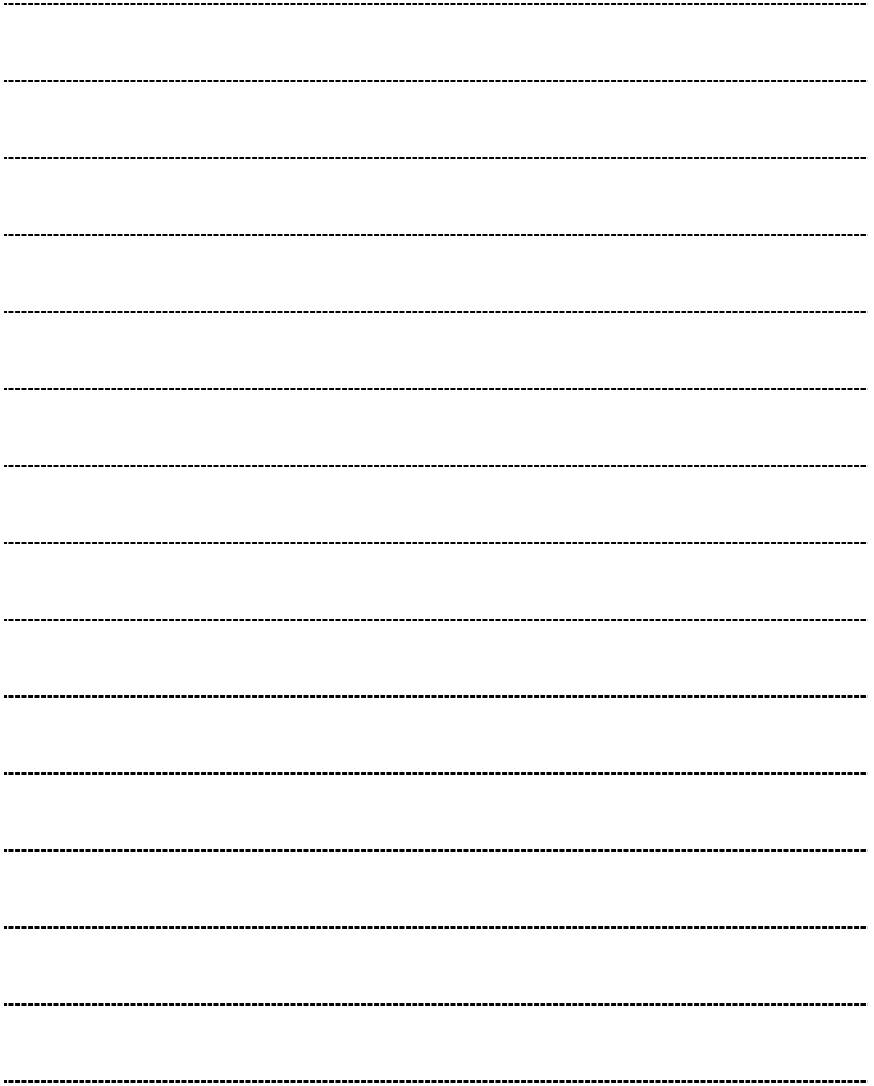
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	黒 川 靖 生 (昭和17年6月4日生)	昭和40年4月 当社入社 平成8年3月 当社名古屋支社長 平成9年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長（現任）	29,000株
2	荒 井 進 (昭和20年8月23日生)	昭和44年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年10月 当社入社 平成12年1月 セメダインヘンケル株式会社代 表取締役副社長 平成14年4月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社常務取締役管理本部長 平成20年6月 当社代表取締役社長（現任）	11,000株
3	生 井 照 雄 (昭和22年11月14日生)	昭和41年4月 凸版印刷株式会社入社 昭和43年7月 当社入社 平成12年11月 当社物流業務推進部長 平成16年4月 当社茨城工場長 平成17年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役生産・物流統括部長 兼茨城工場長 平成20年6月 当社常務取締役事業本部長兼生 産・物流統括部長兼茨城工場長 (現任)	17,000株
4	松 本 有 祐 (昭和22年4月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年4月 当社IT事業部長 平成17年4月 当社管理部長（総務担当） 平成18年4月 当社人事総務部長 平成18年6月 当社取締役人事総務部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長兼人 事総務部長（現任）	23,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 (他 の 法 人 等 の 代 表 状 況)	所 有 する 当 社 株 式 の 数
5	成 塚 隆 男 (昭和24年11月24日生)	昭和47年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 当社入社 平成11年10月 当社業務部長 平成14年4月 当社営業本部長 平成14年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役業務部長 平成18年4月 当社取締役品質統括部長 平成20年10月 当社取締役品質統括部長兼情報統括室長 平成21年4月 当社取締役品質統括部長兼購買部長 (現任)	15,000株
6	猪 瀬 一 弘 (昭和22年3月11日生)	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年3月 三菱液化ガス株式会社常務取締役 平成15年5月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年4月 当社取締役管理部長 平成21年4月 当社取締役管理部長兼情報統括室長 (現任)	14,000株
7	杉 浦 條 二 (昭和24年10月20日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部名古屋支社長 平成19年4月 当社事業本部営業統括部長 平成19年6月 当社取締役営業統括部長 (現任)	7,000株

(注) 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

以 上



《会場ご案内図》

東京都品川区西五反田2丁目6番8号

東興ホテル会議室（2階）

電話 東京 (03) 3494-1050 (代表)

